

シモーネ＝ロイストル・フロリアン＝シュヴァニンガー(著)

痕跡と証言

— 調査研究・教育対象としての

ナチスのハルトハイム安楽死施設出土考古資料 —

山本 恵梨
相江 なぎさ
田中 康裕
伊藤 慎二(訳)

要約

ハルトハイム城では、ナチスの安楽死計画により30,000人以上が犠牲となった。祈念館(Memorial)整備過程の1990年代末に、虐殺施設の多数の建築遺構(structural remnants)が確認された。2001年には、遺体や同じく殺害された人々の所有物などの遺物(structural elements)を包含する複数の土壙(pits)が、かつての城内の庭園において偶然発見された。本論では、これらの資料が有する調査研究上の意義のみでなく、博物館施設での展示の可能性について考察・検討し、特に後者における教育課程での利用に関しても論じる。

キーワード

ナチスの安楽死作戦(NS euthanasia)

ハルトハイム(Hartheim)

考古資料(Archaeological finds)

建築遺構(Structural remnants)

教育活動(Teaching activities)

ハルトハイム城 (Schloss Hartheim) — ナチス安楽死作戦の虐殺施設としてのルネサンス様式城郭

ハルトハイム城は、上オーストリア (Upper Austria=オーバーエスターライヒ: Oberösterreich) 州で最も美しく、そして最も重要なルネサンス様式の城郭の一つと考えられている。現在の状態は、ウィムスバッハ (Wimsbach) とリヒテンハーグ (Lichtenhaag) のヤコブ=アスパーン (Jakob Aspan) のために、ロンバルディア (Lombardy) の建築家ベルンハルト=カネバル (Bernhard Canevale) によって1600年代に建てられたものである。この建物は、「近世城郭建築の代表的な基本形態である理想的な4翼棟形式城郭」を反映している (Euler-Rolle 2003: 25頁)。中世的な防御的城郭は、その後荘館建築にふさわしい貴族支配の拠点として改修された。ハルトハイム城はマイヤーホフ荘園 (Meierhof farm) の中心であった。この城は1799年にシュターヘンベルク (Starhemberg) 家が入手するまでに、幾人かの所有者の変更を経ていた。シュターヘンベルク家は、精神疾患患者向けの療養所を設立するために、上オーストリア州福祉協会 (OÖLWV) にハルトハイム城を寄贈した。この療養所は、皇帝フランツ=ヨーゼフ1世 (Franz Joseph I) による帝位継承50周年を期に1898年に創設された。患者の看護は聖ヴァンサン=ド=ポールの愛徳姉妹会 (Merciful Sisters of St. Vincent de Paul: 聖ヴィンセンシオ=ア=パウロ) が担うようになった (Zehethofer 2001: 145頁)。城には主として上オーストリア州出身の約200人の障害者が入院していた。患者の一部は城に付属する農場で働いた (Kepplinger 2013a: 63-64頁)。

オーストリアにおいてナチスが政権を掌握後、1938年3月にドイツ帝国 (German Reich) によるいわゆるオーストリア併合 (Anschluss [Annexation]) が行われ、上オーストリア州福祉協会は解体された。協会が所有する資産・城館建物・農場は、国家管轄の上ドナウ帝国大管区 (Reichsgau Oberdonau) に移管された。1939年には帝国大管区 (Reichsgau) がその医療施設の経営も掌握した (Kepplinger 2013a: 65-66頁)。1940年3月、その施設の患者は上オー

ストリア州の別の医療施設に移管された。その時点（1940年3月）までには、1945年以後 T4 作戦（*Aktion T4*）と呼ばれるナチスの安楽死計画にもとづく虐殺施設として、ハルトハイム城を使用する決定が下されていた。ハルトハイム城が、チェコスロヴァキアのドイツ語圏とバイエルンの大部分と現在のオーストリア共和国〔訳註：の領域〕を対象とした、虐殺施設として転用されることが決定したその過程については、もはや完全には復元することができない。リンツ（Linz）とベルリン（Berlin）におけるナチス指導官僚達との古い結び付きが重要な役割を果たしたと見込まれている（Schwaninger 2011：118頁）。遠隔地にあるというハルトハイム城の地理的な位置と、土地の所有状況もまたおそらくその決定に寄与したと思われる（前述したように、ハルトハイム城は上ドナウ大管区（*Gau Oberdonau*）の所有である）。

1940年3月に城が明け渡された直後から虐殺施設が設置された。これは約4～5週間で実施された。この作業は、他の安楽死施設でも活躍した建築の専門家（Master Bricklayer）であるエルヴィン＝ランベルト（Erwin Lambert）によって監督された（例：Schwaninger 2011：119頁）。T4作戦の停止後、ランベルトは（ベウジェツ（Belzec）、ソビボル（Sobibor）、そしてトレブリンカ（Treblinka）での）ラインハルト作戦（*Aktion Reinhard*）における絶滅収容所の建設にも関与した（Klee 2003：354頁）。写真1

ハルトハイム城での虐殺は1940年5月に始まった。他の5つの T4 虐殺施設（T4 とは、ナチス安楽死作戦の本部があったベルリンのティーアガルテン通り4番地（Tiergartenstraße 4）から名付けられた）と同様に、ハルトハイム城でも虐殺に一酸化炭素が使用された。ガス室はシャワー室のように偽装が施され、城の一階（the ground floor）にあった他の部屋は患者の殺害と遺体を焼却するために使用された。各部屋は受付登録から殺害に至る過程の順序で配置されている。バスが城の特に近接した駐車場に到着した後、殺害される予定の人々は脱衣のために城内の部屋へ誘導された。そこでは、すべての個人の財産と身の回り品は没収された。明確な要求があった場合は、遺産（例：被害者達の所有する身の回り品）は家族や親戚に返却されたが、ほとんどの場合虐殺被



写真 1

おそらく1940年秋頃の、焼却施設の煙突から煙が出ているハルトハイム城を写した唯一の写真。この写真の正面側である城の東側にあった以前の城内庭園に、人骨など多くの物品が埋められた（Wolfgang Schuhmann 所蔵）。

害者の身の回り品はおそらく城内に残されたままであった。次に、人々はいわゆる受付登録室に連れていかれ、そこで当番医によって検査された。ここまでは、なにも危害を加えられることなく入院手続きが進められた。身体消毒（physical cleansing）という口実のもと、彼らはシャワー室として偽装されたガス室に誘導された。主任医官であるルドルフ＝ロナウアー博士（Dr. Rudolf Lonauer）と彼の副官であるゲオルク＝レンノ医師（Dr. Georg Renno）の操作により、隣室にあるガスボンベから一酸化炭素を注入した。後者〔訳註：ガスボンベ室〕は、一時的に遺体置き場に使用された部屋「遺体安置所」（morgue）に続く。この一連の部屋の最後には遺体焼却室があった。遺体焼却炉は、おそらくベルリン・コリ商会（Berlin firm of Kori）から調達された。城の他の階に

は事務室と加害者のための宿泊室が備えられていた (Schwaninger 2011 : 119-120頁)。

1941年8月24日に、T4作戦がヒトラー (訳註：Adolf Hitler) の命令によって中止された際、ハルトハイム城では約18,000人がすでに殺害されていた (Kammerhofer 2013 : 124頁)。「安楽死作戦」(Euthanasia Action) 中止後も、マウトハウゼン (Mauthausen)・グーゼン (Gusen)・ダッハウ (Dachau)・ラーフェンスブリュック (Ravensbrück) 強制収容所からの囚人が、1941年8月から1944年秋まで、「14f13 特別措置作戦」(*Special Treatment 14f13 = Sonderbehandlung 14f13*) の一部としてハルトハイム城で虐殺された。それらの強制収容所で選別された人々は、T4作戦の殺害手順と同様に、ガス室において一酸化炭素によりハルトハイム城で虐殺された。1944年の秋には、病気や労働困難になった強制労働者もハルトハイム城におけるナチスの安楽死計画の対象になった。ハルトハイム城で虐殺されたのは、合計約30,000人であると推計されている (Schwaninger 2012a : 88頁)。

これまでの調査研究によると、ハルトハイム城における虐殺は1944年の11月に終了したとされる。収容者の G. H. エヴァイズ (G. H. Eweis) が1945年にマウトハウゼン強制収容所で米国調査委員会に供述したように、1944年11月にマウトハウゼン強制収容所の建設管理部門に対して、「[...] ハルトハイム城の国立療養所にある技術的設備を直ちに撤去するよう [...]」(Schwaninger 2012a : 85頁) ヒトラー総統官房により命令が下されていた。1944年12月11日に、マウトハウゼン強制収容所の囚人20名のグループが、虐殺施設の構造痕跡を抹消するために派遣された。この作業はおそらく1945年の新年を迎えて2週間で終了した。犯罪の証拠となる文書は、T4作戦の拠点であるハルトハイム城に保管されていた T4 作戦の患者ファイルの大部分を除いて、1944年の10月から12月の間にすでに廃棄されていた (Schwaninger 2012a : 86頁)。虐殺施設の痕跡は、虐殺被害者の所持品やその他の犯罪を裏付ける証拠とともに、城の東側の地面に掘られた土壌に投棄された。この土壌には、虐殺被害者の遺体 (遺灰および骨片) もまた埋められた (Klimesch and Rachbauer 2013 : 499頁)。写真 2



写真2

1945年4月9日の航空写真。壁に囲まれた旧城館庭園内の、城の東側（右側）にある明るい部分は、2001・2002年の遺物出土地点と一致する。この部分はおそらく植物が生えておらず、つまり土壌が土で埋め戻され攪乱された場所である（Luftbilddatenbank Dr. Carls GmbH 所蔵）。

埋もれた証拠の最初の指摘

前述したように、終戦直後に城を1940年春の状態にまで復旧することが画策された。その偽装として、1945年早々、地域の福祉事業団によって城内に児童養護施設が開設された。しかし、この「正常な装い」が保たれたのはわずか数箇月間であった。早くも1945年6月には、チャールズ＝ダメロン（Charles Dameron）少佐率いるアメリカ合衆国陸軍の戦争犯罪調査団第6824分隊がハルトハイム城に到着し、徹底的な調査を開始した（Kepplinger 2013a : 112頁）。この調査は、加害者と協力者の証言陳述書および多数の写真を含む別冊を伴う詳細な報告書により終了した。強制収容所囚人のアダム＝ゴレブスキ（Adam Golebski）は、城館庭園内の土壌にマウトハウゼン（Mauthausen）強制収容所からの囚人認識表および建設資材・人骨があると指摘していたが、アメリカ合

衆国の調査団はこれらの指摘を検証しなかった。ゴレブスキは1944年後半から1945年にかけて解体作業に参加した。最終報告書における彼〔訳註：ゴレブスキ〕の供述（場所の名前は無記載であることに注意される）中で言及されているにもかかわらず、ダメロン少佐の分隊は城館周辺の地面を発掘していないどころか、いっさい調査を行わなかった。戦争犯罪調査分隊の最終報告書の中では、城外に埋められた証拠の調査ばかりでなく証拠品そのものについてもまったく触れられていない（Kepplinger and Leitner 2012：67-92頁参照）。現在の私たちの知見では、城外に存在したはずの証拠の調査は、1945年以後のナチス安楽死計画の加害者に対するいずれの裁判事例でもまったく考慮されていない。ハルトハイム城で虐殺された強制収容所囚人の〔訳註：遺族である〕姉妹が1945年のアダム＝ゴレブスキの情報を元に行動した唯一の人物とみられ、1963年に世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）へ送った手紙でハルトハイム城の発掘を提案したが受け入れられなかった。彼女たちはロンドンにある「ウィーン図書館」でゴレブスキの証言を確認した（Simon Wiesenthal Archives, “Euthanasia” Box 参照）。写真3



写真3

グーゼン（Gusen）強制収容所から連行されハルトハイム城で1941年12月3日に殺害された、スペイン人強制収容所囚人マルセリーノ＝ラレア＝ヴェルティス（Marcelino Larrea Vertis）（11789番）の認識票。この認識票は、2001・2002年における発掘調査の際に他の62個の認識票とともにハルトハイム城で出土した（Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 所蔵）。

評価と追悼の開始

1945年末に児童養護施設が他の場所に転出後、当初は難民と強制退去者、いわゆる「民族ドイツ人」(ethnic Germans) や、そして1954年にはアルコーフェン(Alkoven)の地域における洪水被害者の居住施設としてハルトハイム城が使用された。ナチス時代後、没収された資産や建物は元の所有者である上オーストリア州福祉協会に返還されたが、行政的・社会的な法の制約により城を任意に改変することは不可能だった。このような理由から、障害を持つ人々のための療養所として城を再利用することは不可能であった(Zehethofer 2001: 2-7頁)。

城が難民の一時宿泊施設および住居として使用されたことで、被害者を追悼する方法は大きく制約された。そのうえ、T4作戦の被害者が属する集団は、1945年以降でさえも依然として社会の片隅に置かれていた。ハルトハイム城で殺害された強制収容所囚人の大部分はヨーロッパ諸国の出身であるが、その中のオーストリア出身者はわずかであった。ハルトハイム城での被害者への尊厳ある追悼の初期段階における主張は、外国からの提起が特徴的であった。早くも1940年代後半には、おもにフランスなどの外国の団体がオーストリアおよびハルトハイム城でも追悼旅行を実施した。ハルトハイム城と同様に上オーストリア州における他のナチス犯罪遺跡では、これらの団体が追悼の文化の発展に大きく貢献した。最終的に1950年には、元囚人とその親族からなるフランスの協会「マウトハウゼン元囚人会」(*Amicale de Mauthausen*)は、追悼と記憶の目に見える表現として初めて石造の祈念碑を設置した。その祈念碑は城館北側の屋外に建てられた。城館内部はこの初期段階では手を付けられなかった。被害者の親族と来訪者が酷く驚いたのは、かつての虐殺室が城の居住者達により物置部屋として利用され続けていたことである(Reese and Kepplinger 2013: 253-254頁)。1969年まで続いたこの「訳註：城の」利用の在り方は、この初期段階でさえも、親族と被害者団体による定期的な抗議や申し入れの原因となっていた。居住者と被害者団体のどちらも、遊び場として利用されていたかつて

の城館庭園内に、被害者の遺骨や虐殺施設の遺構、そして虐殺被害者の持ち物が、草と土で薄く覆われた直下に埋められていたことをおそらく知らなかったのである。

追悼と祈念に関する文化の進展を妨げるこれらの問題と困難は、ハルトハイム城に固有のものではない。一般的に、オーストリアの社会は、ナチス時代の犯罪を記憶するための独自の文化を、数十年間発展させることができなかった。1970年代まで、かつての強制収容所における祈念施設と追悼表現の多くは、外国の団体による根気強い活動と働きかけなしではまったく実現しなかったのである。冷戦を背景とする逆風によって、元ナチス党員の社会復帰があったことや、1945年以降数年間の反ファシズム的な政治情勢がもはや期待できなくなったことにより、オーストリアにおけるナチスの被害者とその団体は、オーストリアの公共生活や文化の中において片隅に追いやられた存在となった。すでに示したように、ハルトハイム城の事例におけるさらなる問題は、公的な陳情活動をなにも行うことなく、ナチス安楽死作戦の被害者が広く分散していたことである。精神疾患患者やその他の障害者が大部分を占める約18,000人のT4作戦（1940・41年）の被害者は、学術的調査のみでなく、ハルトハイム城における記憶の中に位置付けられていなかったのである。この状態は1970年代でも1980年代でさえも緩慢に変化したのみであった。1995年まで、ナチス安楽死作戦の被害者とその家族はオーストリアにおけるナチスの被害者として法的には認識されていなかった。この被害者の集団としての自覚が発展するまでには数十年間を要したのである（Schwaninger 2013：204-205頁）。

しかしながら、その発展はオーストリアでの脈絡のみとみなすことはできず、むしろヨーロッパ的背景も対象とすべきである。記憶の文化は、異なる国々において相対的にほとんど同種で安定したものであったが、東西対立の終焉後に根本的な変化を引き起こす唯一の新たな原動力を経験した（Bauerkämper 2012：28-31頁）。もちろん、この点とともに私たちはナチス時代から絶えず遠ざかりつつあることも強調されるべきである。これはオーストリアだけでなく、特に政治やメディアおよび科学の分野において新しい世代に取って代わったことに

より、ナチス時代とその犠牲者に対する扱いが変わったためである。1980年代やさらに1990年代初めになるとより一層、以前は人々がまったく注意をはらっていなかったナチスのテロ (terror) 遺跡に、明らかに人々のより多くの関心が注がれるようになっていった。特に1990年代以後、この「忘れられた」場所への関心が、考古学的調査とドイツにおける近現代考古学の発展につながった。重要なのは、最初のこのような活動は非行政的な主導であったことである (Theune 2016 : 7-8 頁)。1990年代の終わりになると、ポーランドにおいて発掘調査が実施され、2000年代の初めまでにはオーストリアでも行われた。多くの事例では、[訳註：考古学的な] 活動が祈念遺跡の新たな整備と再設計をうながした (Theune 2016 : 9-10 頁)。

特別な事情のため、ハルトハイム城における最初の祈念施設の設立はすでに1960年代の後半に始まっていた。上オーストリア州福祉協会によるハルトハイム城における障害者用施設建設の一環で、州政府と遺産局 (Denkmalamt) の財政支援により、1969年に城の一階にある二部屋に祈念室が開設された。それらはかつての受付登録室とガス室であった。「14f13 特別措置」の被害者の家族および元収容者団体により、[訳註：城の] 中庭に、早い段階で祈念銘板が設置されていた。しかしこのことは城を居住施設として使用している問題を解決できなかった。また、追悼対象は依然として殺害された強制収容所収容者が主であり、「T4 作戦」の被害者となった精神疾患患者および身体障害者はほんのわずかに含まれるだけであった (Reese and Kepplinger 2013 : 535-536 頁)。

しかし、1969年の祈念室の設置は、まったく別の問題を引き起こした。改修に際して、「1940年当時の遺構はまったく考慮されていなかった」(Marckhogg and Reese 2013 : 480 頁) のである。また、現存する遺構の記録資料は無く、おそらく現存する大部分の遺構も、おもに受付登録室やガス室の区域であっても、改変されたということを意味している (Reese and Kepplinger 2013 : 526 頁)。興味深いことに、かつての受付登録室からガス室へと繋がる扉が壊れた際に、レンガの壁の内側から紙の書きつけが入った瓶が発見されたのである。書きつけが示すように、1944年12月に取り壊し作業の一部を担当した収容所の囚人

チームのメンバーによって、それは壁に封じ込められたものであった。囚人は、ガス室への扉を封鎖し、分からなくするようにしたことを述べていた。ガス室跡のような場所では、以前の状態や虐殺設備をいっさい記録することなく、構造的な改変が行われたのである (Marckhgott and Reese 2013 : 478-484頁)。一般的に、戦後数十年間を通じて、「虐殺工程」(killing line)の各部屋は城の居住者の日常的な使用によって様々な改変の対象となり続け、[訳註：虐殺]使用の痕跡は忘れ去られていた (Marckhgott and Reese 2013 : 496頁)。しかし、強制収容所と虐殺施設の遺構に対する不適切な取り扱いは、長期間にわたって広くみられる現象であった (Morsch 2016 : 17頁)。

ついに1975年には、ハルトハイム城虐殺施設に関する最初の学術的な論文が発表され、その後1978年に部分的な簡略版が出版された。その中で、著者のフロリアン＝ゼヘトホファー (Florian Zehethofer) は、数ある証言のうちアダム＝ゴレブスキ (Adam Golebski) の目撃証言を引用しているが、埋蔵資料に関してはいっさい言及しなかった (Zehethofer 1975 : 40-42頁; 1978 : 59-61頁)。

学習・祈念館 (Learning and Memorial Centre) の設立

多くの取り組みと失敗を経た後、建物の復元と常設展示の設置、尊厳を記憶するための祈念室 (現在は歴史的記念物に指定) を整備することを上オーストリア州は1997年に決定した。その2年前には、このような祈念館の設置を提唱するすべての異なる政党や、政治と公共生活に関する様々な代表者らが一堂に会する目的のための団体が結成された。前述したように、この発展は、1980年代初めの一般的な変化に対してのみでなく、オーストリア社会の対ナチズム (National Socialism = 国民社会主義) 観に関してもみられる。ヨーロッパ全体でも同様に、「強固な国民的神話の影響と説得力」の衰退がはじまった (Bauerkämper 2012 : 23頁)。この変化は、おもに政治と科学の [訳註：分野における] 世代交代によるもので、いわゆる「ヴァルトハイム論争」(Waldheim debate) [訳註：Kurt Waldheim 大統領 (元国連事務総長) のナチス時代の軍歴と戦争犯罪

関与疑惑をめぐる国内国際論争」をきっかけとしたオーストリアにおけるナチス犯罪の共犯性に関する議論をもたらした。独立した「新しい追悼の文化」の発展は、おもにオーストリア市民社会の諸階層により成立した（Perz and Uhl 2004：546頁）。この大きな進歩はオーストリア社会全体にまだ十分受容されていなかったが、すくなくともナチス被害者の周縁化や犯罪の隠蔽はこれまでの数十年間のようには続かなかった。

長年批判されてきた居住施設としてのハルトハイム城の使用を終わらせるために、居住者用の代替建物が1999年に建設された。代替居住施設は似たように好条件であったにもかかわらず、数人の居住者は城外への退去にかなり不本意であった。

ついに2003年には、恒久的な展示として構想されていた、「生命の価値」（Value of Life）と題する特別展が、改修後のハルトハイム城で上オーストリア州により開催された。2004年以来、ハルトハイム城協会（Schloss Hartheim Society）が運営しているハルトハイム城学習・祈念館（Schloss Hartheim Learning and Memorial Centre）は、ハルトハイム城における展示の改良・保存と同様に、教育活動・調査研究、および記録作業に奔走している。必要資金の大部分は上オーストリア州および特別に設立された財団に由来する（Schwanninger 2013：237頁）。

建築遺構と博物館展示および保存・調査の関わり

学習・祈念館が最初に計画・設計された際に、安楽死施設の歴史的痕跡に関する2つの観点が欠落していた。その一つは、焼却炉の基礎・遺体安置室のタイルの床・ガス室の窓などの建築遺構を除くとなにも残っていないとみなされていたことである。これは1993年の考古学者の専門的見解に基づいている（Reese and Kepplinger 2013：530-531頁）。またもう一つは、城の外側敷地内に何らかの遺構がある可能性についても、まったく考慮されていなかったことである。



写真4

かつてのガス室と遺体焼却室への通路（写真右端）。右側：1944・45年にレンガで塞がれたガス室と操作室（technical room）の間の扉（Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 所蔵）。

このような背景を基にして、1990年代には初期の設計ですでに考慮されていたような祈念施設への芸術的設計の採用が支持され決定した。しかしながら、数少ない建築遺構は改変もされずに、それらは「空間の芸術的解釈」によって補足されることになった。学習・祈念館設立のための構想に「かつて存在した建物の再建や、おそらく存在したであろう施設などの復元」は必要とされていなかった（Reese and Kepplinger 2013：532頁）。「空虚性」には設計構想において中心的位置が与えられた。到達目標は「心に出来事を思いおこさせる助けとなる抽象的設計の採用であって、施設の復元または再建」では無かった（Friedl 2003：155頁）。写真4

かつての「虐殺工程」（killing line）の部屋（受付登録室・ガス室・操作室・遺体安置室・遺体焼却室）において、1990年代末と2000年代初頭の初期復元段階で明らかになった多数の考古学的痕跡は、祈念館設計構想の原案に加味されることになった（Reese and Kepplinger 2013：534-535頁）。遺構の探索は当初躊躇され、いくつかの歴史的遺構（壁または漆喰のような）の破壊や偶発的な破損をもたらす恐れから断念された。当面の学術的対処の方針は、犯罪の

すべての痕跡を消し去ろうとする加害者の試みに対抗するためのものであった。検出された遺構や遺物は、目視・接触可能となり、さらに解釈も可能となる (Reese and Kepplinger 2013 : 543頁)。「歴史的痕跡およびそれらの考古学的解明、さらに後続の芸術的デザインの〈案〉(version) との対立」(Reese and Kepplinger 2013 : 536頁) は、かつての虐殺室の利用に関する議論を導く新たな解決策を必要とした。建物遺構の主要な構造改変となる壁の打ち抜きや虐殺室を通過する通路の設置という決定は批判を浴びた (Reese and Kepplinger 2013 : 543-546頁)。

学習・祈念館を管理運営する学術的 personnel 組織の努力にもかかわらず、ハルトハイム城における恒久的な考古学的補佐要員と文書管理要員を得ることはできなかった。現存遺構は、「建築構造評価の経年的変化の中で」(Marckhgott and Reese 2013 : 475頁)、第三者の指示によりその一部が改変された。適切な時期に包括的な検証と記録を実施することが常に可能とは限らなかった。異なる時代の重なりあった層の識別もさらなる課題であった。建物の構造上、一階部分の異なる改築・使用段階 (1940年以前, 1940-1944年, 1944・1945年以降, 1969年) は、それぞれを区別することが困難な部分もあった (Marckhgott and Reese 2013 : 475-476頁)。

予想外の発見

2001年の秋になると、ハルトハイム城での改修作業の一環として、暖房設備用パイプの移設中に、以前は知られていなかった数箇所の土壌が城館 (Schloss) 建物の東側から検出された。その土壌は、建築廃材の他に、遺骨の破片や遺灰、あらゆる種類の多数の物品、機械設備の部材などを包含していた (Klimesch and Rachbauer 2013 : 498頁)。これ [訳註 : 発見] は、学習・祈念館の設立に関連して予想外の展開で、その地点に埋め隠されていた痕跡の体系的な調査の実施でさえも想定されておらず、ドイツにおける他の T4 作戦虐殺施設の発掘調査もその時点では実施されていなかった。したがって、このような人骨または遺物の発見に関する取扱いや調査に関する経験は誰も有していなかった。

1945年の彼〔訳註：ゴレブスキ〕の証言（英訳のみ存在する）のなかで、城内庭園の城館入口に続く場所に、アダム＝ゴレブスキ（Adam Golebski）は「鉄滓」（clinkers）と囚人の認識票を伴う、「人骨の断片を伴う遺灰の山」について述べていたが、1945年以降の法廷における裁判での証人陳述では城館周囲の土壌に関してはいっさい言及がなかった（Kepplinger and Leitner 2012：303頁）。一部の遺灰は骨壺の中に納められ、またその残りはドナウ河周辺に投棄されたことが報告されている。後の証言にあるように、遺灰は屋根裏部屋にも保管されていた（Schwaninger 2011：124頁）。発掘中に出土した遺灰は、これらの保管されていた遺灰の一部か、あるいは他の強制収容所で殺害された囚人の遺灰の可能性もある。殺害された囚人の家族は、ハルトハイム城から骨壺を誰も受け取っていなかった。彼らの公的な死亡場所は、通常被害者が当初いた強制収容所となっていた。ハルトハイム城は、T4 作戦（Aktion T4）とは異なり、14f13 特別措置作戦〔*Special Treatment 14f13：Sonderbehandlung 14f13*〕の公的文書にどこにも記載がない（Schwaninger 2011：126-127頁）。

学習・祈念館の設立にかかわる責任者は、（わずかな例外を除けば）かつては存在しなかった新発見の物質的証拠に注目し、地中に含まれていた人骨を慎重に考慮することになった。そこで認識されたのは学習・祈念館の職員にはそのような遺物を取り扱う経験が欠落していたという事実である。その結果、考古学者のヴォルフガング＝クリメッシュ（Wolfgang Klimesch）が土壌の調査と遺物の取り上げを担当することになった。人骨の専門的な処置に対する責任担当は、退職したドイツ戦争墓地委員会（*Volksbund Deutscher Kriegsgräberfürsorge*）長のホルスト＝リットマン（Horst Littmann）に委託された（Schwaninger 2015：7頁）。発掘調査は、2001年の秋と2002年の冬と春の3次に分けて実施された。

彼の調査で、考古学者は「土壌の2つの主要な型式」を識別できた。第一の分類（category）を構成するのは遺体焼却施設における電動人骨粉碎機に由来する「人骨断片の堆積」である（Klimesch and Rachbauer 2013：499頁）。このような機械の使用は目撃者により確認されている（Schwaninger 2011：124頁）。骨片は虐殺被害者の所有物である個人の物品と混ぜられた。一部の土壌には機械施設の部材が含まれており、それらはおそらく1944年の暮れと1945年のはじ

めに虐殺施設が取り壊された際に投入されたものと考えられる。第二の分類 (category) は、おそらく虐殺被害者の持ち物である生活用品や家庭用品のみを包含する2つの土壌から構成される (Klimesch and Rachbauer 2013: 499頁)。

土壌掘削の確かな時期は、正確には復元できない。しかしながら、虐殺施設が解体された1944・45年の冬である可能性が高いといえる。それ以前に土壌に埋められた物があることも完全には否定できない。すくなくとも1つの土壌 (pit 1・Grube 1) は、ヴォルフガング＝クリメッシュの意見では、土壌を塞ぐ覆土の上位に「遺体焼却施設の遺灰から構成される別の層」があったことから、遺体焼却施設の稼働中に掘削されたと考えられている (Klimesch and Rachbauer 2013: 499頁)。この層は他の場所で一時的に保管されていた遺灰がもとであった可能性も論じられている。この論拠は庭全体の至るところに遺灰の薄い堆積が検出される事実によって裏付けられる。ゴレブスキが言及した遺灰は、土壌の掘削後に内部が充填・閉塞される際に処理されたことが明らかである。その〔訳註：土壌覆土上の遺灰層〕上位には、おそらく加害者が盛った別の腐植土の薄い層があった (Klimesch and Rachbauer 2013: 503頁)。しかしながら、すくなくとも一部の土壌が遺体焼却施設の稼働中に掘削されたものとする仮説は、熱で変形した鉄滓と石炭のかけら・骨片・遺灰を混ぜたものといった別の土壌内からの出土遺物などの発見からも証明される。さらに、周囲の粘土は熱で変色していた (Klimesch and Rachbauer 2013: 508頁)。最新の研究によれば、ハルトハイム城での最後の虐殺はおそらく1944年11月に行われたので (Schwanninger 2016: 46頁)、その土壌が掘削された時期もおそらくその頃に絞り込むことができるだろう。

2002年2月に、1980年代まで庭園を囲んでいたかつての壁の基礎に沿っていくつかの発掘調査が実施された。遺体焼却遺灰が周囲に広がる痕跡はあったが、調査の初期には他の土壌はまったく見つからなかった。調査の後半で、レンガと解体廃材を包含する土壌が、庭園の古い壁に直交して切り合って検出された。その土壌からの出土遺物はおそらく1944・45年の解体によるものであると考えられる。2002年5月に、最後の第3次発掘調査が実施された。残っていた未調査区域全体も調査された。ある土壌では、遺灰・骨細片・焼却された骨片を伴

う遺体焼却融解物 (crematorium slag)、および部分的に溶けて表面がガラス化した焼けた耐火レンガが出土した。これらのレンガは、明らかに遺体焼却施設の焼却炉内で高温に晒されていたと結論付けられた。しかしながら、これらが解体作業に由来するものか、またはそれ以前の修築作業に由来するものなのかは不明確である。第3次調査の土壌の一つは例外的である。そこでは、人骨と融解物が土壌の下部にあり、その上部には個人の持ち物を伴っていた。人骨のみを包含する土壌も部分的に残存することが、2001年に排水溝を建設する際に偶然一部が破壊されたことで明らかになった。他の土壌では、個人の持ち物や認識票に加えて、おそらく遺体焼却施設の焼却炉に由来する鉄の部材や建築廃材が出土している (Klimesch and Rachbauer 2013 : 512-514頁)。

発掘の過程で、この区域をどのように管理すべきかという根本的な課題に直面した。遺跡・土壌および一部の遺物を原位置のまま見学可能にする計画は却下された。議論でのある論点によれば、土壌は「それらの廃棄物投棄場所としての性格およびそれらの痕跡を隠蔽するために急造した産物」という「犯罪の歴史的証拠そのもの」であった (Reese and Kepplinger 2013 : 540頁)。これらの [訳註：祈念館の] 責任者にとって、被害者の遺体は法律に基づいて慎重かつ完全に回収され、遺跡に埋葬すべきであることに疑問の余地はなかったのである。遺跡はその後墓地専用とし、他の使用は禁止された。オーストリアの芸術家であるヘルベルト＝フリードル (Herbert Friedl) も墓苑 (memorial) の創設にかかわり、かつての城館庭園内に設置する墓石を設計した。立方体 [訳註：墓碑] を載せた石棺 (基底面が4.5×3.2m、高さ2.25m) には、2002年の発掘調査で出土した人骨が通常の葬礼を経て納められている (Klimesch and Rachbauer 2013 : 520頁)。

博物館展示・調査対象としての出土遺物

土壌に関しては、遺構全体を発掘し、写真記録と実測作業を実施し、可能な限り遺物を回収することが決定された。すくなくとも部分的ではあっても土

墳の外観と本来の性格を視覚的に示すために、断面から遺物が見える状態で土壇1（Grube 1）の未発掘部分をひとかたまりとして切り取り、祈念館の展示室において保存と展示を行うことも決定された（Reese and Kepplinger 2013：540頁）。展示室の導入部分での土壇の展示という当初の計画は、空間と設計上の理由から断念された。しかしながら、「犯罪の直接的証拠」という被害者の個人所有物を含む土壇に伴う卓越した重要性から、何らかの展示が依然として望まれていた（Reese and Kepplinger 2013：541頁）。その結果、切り取り標本は、祈念館の芸術設計士により展示の構想に合致するようにガラスと鉄のケース内に収められ、1969年以来十字架と小さな祭壇が設けられていた祈念室に設置された。このケースに収められた切り取り標本は反対意見を生み出さないわけではなかった。批判者達はそのような設置場所が「問題をはらむ象徴に証拠を転換する」という危険性を生みだしかねないことを指摘した（Reese and Kepplinger 2013：541-542頁）。批判者は、土壇とそこに含まれる遺物について「出土遺物の証拠としての性格を希薄にし、宗教的な含意を高める」という、「純粋に象徴的な領域へと追し込める」結果になることを指摘した（Reese and Kepplinger 2013：542頁）。これに対して「この記録が示すのは、象徴と同様に証拠であり、それゆえに祈念室の中央に設置する展示に向いている」（Reese and Kepplinger 2013：542頁）という反論が行われた。被害者の実名を壁際のガラス板に展示し、土壇と虐殺被害者の個人所有物をその部屋に展示するという当初の計画は、おおむね妥当な判断であり、特に強い効果を生みだしている。被害者の所持品という「有形の遺物」と、ガラス板の上で「無形」となった被害者の実際の名前の組み合わせのおかげで、この部屋はすくなく祈念館の中心的な場所となった（Reese and Kepplinger 2013：542-543頁）。この部屋は遺跡で行われる教育活動にとっても重要な位置を占めている。

2001～2002年における考古学的調査の過程で、人骨に加えて、約8,000点の遺物が遺跡から出土した。これらには強制収容所の収容者と戦争捕虜の認識票や多数の小遺物が含まれていた。前述したように、ガス室のタイル、遺体焼却場の耐火レンガのような虐殺および遺体焼却施設の遺構・遺物の他に、電子機

器の破片や鉄製部材、建築廃材のような帰属場所が不明のその他の遺物も発掘された（Schwanninger 2015：7-8頁）。

当初から明らかであったのは、多数の小遺物の大部分が虐殺被害者の所有物や身の回り品だったことである。第一に、精神療養所や病院における生活に関連する多くの遺物である。身体障害者に関連する遺物もあった。これらの遺物が出土した状況もまた、この結論を支持している。これは遺体焼却施設と虐殺施設の部材と一部混ぜあわされた人骨によって証明されるのみでなく、一部の土壌の構造が証拠を隠蔽するためにわか仕事であったという印象からも示されている。たとえば、土壙1（Grube 1）は、まったく層序が見られなかったため、おそらく一回で埋められている。土壙内における出土遺物の構成には、多くの同一の遺物や一部の部品の集積的な状況がみられることから、土壙掘削以前にこれらの物品が保管されていた場所（例：城館内または別棟内）があったことを示唆している。遺物の種類は、医療用補助器具（義歯・眼鏡）から宝石および宗教信条的な象徴（ブローチ・ロザリオ・巡礼バッジ・政党および団体のバッジ）、また歯ブラシ・櫛・コップ・スプーンおよび小瓶などの化粧・日常生活品まで多岐にわたる（Klimesch and Rachbauer 2013：504頁）。

多くの目撃証言や文書記録からも知られているように、絶滅に向かう人々の最後の所有物は、T4 作戦虐殺施設に移送される際に障害者の診療所や療養所で与えられたものである。人々が虐殺された後、T4 虐殺施設の管理者は、家族の要望があった場合、その遺品を返送した。ハルトハイム城の文書記録室にある多くの文書記録が示すように、遺品は列記され、近親者にその情報が送られた。しかしながら、虐殺施設の事務局はしばしば家族に対してそれらの物品を受け取らない代わりに、ナチス福祉機構（NSV = *Nationalsozialistische Volkswohlfahrt*）に寄贈することを提案した。どれほどの数の遺族が遺品の受け取りを希望しなかったかは明らかでない。それらの遺品を受け取る相続登録された親戚または近親者が存在しなかった者がいたことも明白である。土壙から出土した遺物が、放棄された所有物であるか、虐殺被害者の遺体から直接的に剥ぎ取られたものであるのか、あるいは目録に記載されていない彼らの

所有物（ロザリオ・メダイ・眼鏡など）のいずれであるのかは判別できない。ハルトハイム城へ移送された人々は、彼ら自身が携帯していた物品と衣類を除けば、まったくなにも持っていなかったと推測されている。

被害者の移動途中に付き添う「看護職員」とハルトハイム城で彼らに対応する「看護職員」の報告によれば、虐殺施設の職員がその管理者により「プレゼント」として被害者の身の回り品や衣類を受け取っていたことが知られる。これらの配分の正確な範囲は不明である。ある男性「看護師」は、これらの分配品は近親者がいない「頭のおかしな人々のもの」と証言している（ヘルマン＝メルタ Hermann Merta の供述証言、1945年9月23日）。しかしながらこれらの証言は、城館内で発掘された個人所有物がどこからもたらされたのか、さらには何のためにそれらが一時的に城館内または別棟内に保管されていたのか、十分な説明になっていない。明らかなのは、それらがナチス福祉機構（NSV）または虐殺施設の職員のどちらにも奪われなかったことである。それらの所持品や日常生活用具が、T4 作戦の後、たとえば前述したように1941年8月から1944年11月の間にハルトハイム城で虐殺された強制収容所の囚人に由来する可能性は非常に低い。これまで得られたすべての証言は、囚人が移送される際に、たとえば松葉杖・義歯および眼鏡のような持ち物はすべて放棄させられ、ただ彼らの古い衣服のみを着たままハルトハイム城に連行されたことを示している（Schwanninger 2012a : 77頁）。証言と供述書では、囚人認識票が取り外されていたかどうかは明らかでない。

発掘調査で出土した〔訳註：被害者の〕個人所有物の構成からは、なぜ即座に処分せずにそれらを一時的に保管すべきであったのか、有力な結論はなにも得られなかった。発掘調査で出土した〔訳註：被害者の〕個人所有物が罪証となることは明らかである。それゆえに、〔訳註：虐殺施設〕解体の過程でそれらは始末される必要があった。犯罪を記録した全書類のみでなく、すべての犯罪証拠の処分が試みられた。

これまで遺物の科学的・系統的な分析および評価は行われておらず、実証的および定量的な方法も用いられていないが、今後実施する必要がある。こ

のような分析の欠如は、おもに限られた資金と人手不足が原因である。発掘調査終了後から2006年まで、出土資料は発掘調査作業時の出土遺物収納箱に保管されていた。2006年以降断続的に、専用の整理棚に保管される以前に、出土遺物はすくなくとも数段階に分けてある程度洗浄され、ジップロック（zip-lock）の袋に詰められ、写真撮影と番号登録が行われた（Klimesch and Rachbauer 2013：515頁）。2014年以降、上オーストリア博物館協会のデータベース「*Museumskollektor*」を使用し、約8,000点の遺物を対象とした収蔵品整理計画が進行中である。いくつかの事例では、物質的な劣化が問題となる遺物が一部含まれるので、保存および管理的措置が必要である。

ナチスによる安楽死犯罪の文書記録に加えて、出土遺物は将来の研究の重要な基礎となる。たとえばこれに関連して、2016年に開始される調査計画では、もう一つの施設である遺体焼却場（crematorium）の考古学的調査も対象となる。今後数年間にわたって、城館の一階にあった「虐殺工程」（killing line）の他の部屋も対象に含める予定である。痕跡を対象とするこの調査において、過去の出土遺物やまた他の T4 祈念館所蔵の出土遺物との比較を可能にするために新しい方法と技術が適用されており、たとえば遺体焼却炉に由来する土壌から出土した建築廃材や破片はとりわけ重要である。前述したように、土壌に含まれていた鉄の部品と耐火レンガは遺体焼却炉に由来し、タイルはおそらくガス室に由来するものであろう。後者の事例では、ガス室の床のタイルにある「ドイツ製」を含む記銘によって示される。祈念館設立の際における建物の考古学的調査過程で、床の下地（screed floor）の下からタイル張りの床面が検出された。遺体焼却場の労働者がおそらく使用していたアスベスト製手袋〔訳註：高温作業用手袋〕も土壌内から出土した。出土したシャワーヘッドは、かつてのガス室に取り付けて使用されていた可能性がある。しかしながら、城館内の実際のシャワー室または浴室のひとつに由来する可能性も否定できない。

これまでの出土遺物を整理する過程で、虐殺被害者とその出自の直接的なつながりを立証できる多くの遺物が確認された。ハルトハイム城に連行された人々が本来いた療養所の手掛かりとなる数点の遺物も含んでいた。たとえば、

「ザルツブルク州立精神療養所」(*Landesheilanstalt Salzburg*)と刻まれたスプーンも出土遺物の中に含まれていた。T4 作戦の過程で、そこから多くの人々がハルトハイム城へ移送された。

さまざまな通貨の貨幣に加えて、明らかにバイエルン州のガバーゼー精神療養所 (*Gabersee Psychological Institution in Bavaria*) [訳註: *Bayerischen Heil- und Pflegeanstalt Gabersee*] の特別な代用通貨として使用されたいくつかの貨幣も出土した。その施設 [訳註: *ガバーゼー精神療養所*] の数百人の患者がハルトハイム城で殺害された。こうした療養所内貨幣の存在は、これまで知られていなかった。それらの正確な目的はまだ不明確である (*Rachbauer 2012: 135頁*)。同行した虐殺施設の職員がそれらを城館に持参したとは考えにくいので、患者自身がこのようなコインを携えて移送されたとみなされる。

多数のユダヤ人患者が T4 作戦の被害者になったことは、文書記録や目撃証言からすでに知られている (*Kleiss 2015: 6-23頁*)。出土遺物の中にも、おそらくユダヤ人のものと考えられるヘブライ語が刻まれたスプーンがある。

被害者の宗教や元の療養所に関するこのような手掛かりのほかに、いくつかの出土遺物は異なる場所や地域的広がりに関する情報を提供する。それらは人々の出身・居住・一時滞在、または彼らが購入・消費した商品の生産地の可能性がある。たとえば、銘板、嗅ぎ煙草容器上の建物・場所の絵や名称、巡礼地のメダル、有名な観光地のお土産用コップなどである。出土遺物の中に外国語が記された物品がないという事実は、T4 作戦の地理的な範囲と基準に関する私たちの現在の知識と一致している。ハルトハイム城の「管轄区域」(*catchment area*) は、現在のオーストリアのすべて、バイエルン州の大部分、そして「ドイツ帝国」(*German Reich*) の支配下にあったチェコスロヴァキアとユーゴスラビアの諸地域も含まれる。T4 作戦の影響を受けたのはドイツ人の市民だけであった (*Kepplinger 2013b: 41-42頁*)。

いくつかの出土遺物は、一部の虐殺被害者が罹患していた障碍の種類に関する直接的な情報を示している。たとえば、いくつかの下肢装具や義眼類も土壌内から出土している。前述したように、医療器具や歯の矯正器具もこれらと同

様である。

多くの強制収容所とは対照的に、ハルトハイム城からは被害者自らが製作したものはほとんど見つかっていない。これまでに出土したこのような遺物としては、自身で製作または修理した眼鏡の鼻あての両金具部分（arms）のみである。強制収容所においては、日常用品は「十分な供給を欠くため、原始的な材料の」自作品であった（Theune 2016：14頁）。ハルトハイム城ではほとんどの場合人々は数時間しか生きられなかったので、そのような意味で日常生活を送る機会がなかった。それらは診療所や療養所から彼ら自身が持ち込んだ自作品のみとみられる。彼らはおそらくそうした〔訳註：自作品を持ち込んだ〕であろうが、しかしこのような物品は彼らの残りの財産とともに近親者に送られたはずである。たとえば、数年前に、ハルトハイム城祈念館の文書記録室はハルトハイム城において殺害された女性のいくつかのかぎ針編み製品を受贈した。彼女の子孫はそれをハルトハイム城祈念館において保管することを要望した。

しかしながら、前述の眼鏡の事例のみにとどまらず、虐殺被害者の「最後の痕跡」としての遺物の性格に関連して、根本的で不確かなようにみえる問題も生じる。絶対的な確実性ととも、ある被害者の遺物として特定できるのだろうか。確実に被害者の遺物だといえるものはあるのだろうか。ほとんどの事例では、このような断定は困難なのである。前述したように、特定の名前に帰属させられる個人所有物はほとんどない。しかしながら、それらが投棄された状況や様々なその他の痕跡から、それらの出土遺物は被害者が日常使用していた物品や所有物である可能性は高いといえる。出土したナチスのバッジのようないくつかの事例は、加害者に帰属することが推測される。しかしながら、このようなバッジが、絶滅の運命にある人々によって持参された可能性も完全には排除できない。解釈において小さな不確かさは常に残り続けるのである。この点に関して、ラインハルト＝ベルンベック（Reinhard Bernbeck）は「物質的証拠の多義性」（the ambiguity of material evidence）を認める必要があることを指摘している。彼は、考古学者たちが資料の曖昧さを受容して「歴史的な論述」に転換することに反して、「遺物に明解な物語を語らせるために確実な方



写真5

「エヴァ＝ゲッスル」(Eva Gessl) と刻まれたカップ片 (材質：磁器, 6.5×5.8cm)。(Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 所蔵)

法の採用」を試みていると指摘している (Bernbeck 2015: 424頁)。写真5

虐殺被害者の所有物で、「エヴァ＝ゲッスル」(Eva Gessl) という記名を伴う陶磁器製のコップ片のような、明確に個人を特定できる遺物は稀である。この破片は T4 作戦被害者の名前を特定できる唯一の出土遺物である。ハルトハイム城における虐殺被害者に関する約22,000人の名前を含む、ハルトハイム城文書記録館 [訳註：室] (Hartheim Documentation Centre) による長年の調査の進展に基づく被害者データベースの貢献により、この出土したカップのかつての持ち主についても断片的な情報ではあるが明らかになっている。「宿屋の主人の未亡人」(innkeeper's widow) といわれたエヴァ＝ゲッスルは、1875年にラウリス (Rauris: ザルツブルク州) で生まれ、1936年にザルツブルク州立精神病院 (State Psychiatric Hospital of Salzburg) の患者になった。1941年4月16日に、彼女と67人の女性患者はハルトハイム城虐殺施設へ殺害のために連行された (Schwanninger 2012b: 86頁)。

発掘調査で出土した骨壺を覆うための銘板は、特別な事例を示している。T4 虐殺施設では、虐殺被害者の名前と捏造された死亡・火葬日がこれらの銘

板に刻まれ、骨壺の蓋に貼付され、被害者の近親者の要望に応じて送付された (Kepplinger 2013a : 92頁)。ハルトハイム城における発掘調査で出土した銘板は、おそらく明らかな刻銘の失敗のために処分されたものである。しかしながら、他の T4 祈念館のデータベースを参照することで確認できるように、これらの銘板に記載されている人物は、ハルトハイム城ではなくブランデンブルク [訳註 : NS-Tötungsanstalt Brandenburg = ブランデンブルク安楽死施設] で虐殺されている。これは実際の死亡場所を隠蔽するための、T4 作戦虐殺施設における通常の記録差し替えの一部であった。これらの偽装措置には、捏造された死亡場所からの骨壺の送付も含まれていた (Kepplinger 2013a : 91-92頁)。

さらに、マウトハウゼン・グーゼン (Mauthausen/Gusen) 強制収容所の囚人認識票に帰属する名前もある。これまでに出土した63点の囚人認識票のうち、44点は元の所持者の名前を特定できた。これまでのところ、このうち10点の戦争捕虜認識票は特定できなかった。強制収容所の囚人の殺害に関する目撃証言とともに、ハルトハイム城が示す情報は、認識票の形式は断片的な文書記録と同等の価値を持つといえる。これまで、マウトハウゼン強制収容所複合体からきた4,500人以上の虐殺された囚人の名前と照合した (Schwanninger 2016 : 40-48頁)。しかしながら、ハルトハイム城における虐殺のごく一部に由来する認識票がなぜ保存されていたのか疑問が残る。現在までのところハルトハイム城に持ち込まれた戦争捕虜認識票をめぐる状況に関する説明は困難である。それらの認識票はハルトハイム城に収監される以前に戦争捕虜の立場となった強制収容所の収容者によりもたらされたのだろうか。そもそもハルトハイム城へ捕虜の移送は行われたのだろうか。このことは未確定であるかまたは記録化されていない。この点において、出土した認識票は他の方法では困難な「出来事の歴史」に貢献できる可能性がある (Theune 2014 : 18頁)。この解明にはさらなる調査が必要である。

感謝すべきことに、マウトハウゼン強制収容所祈念館の文書館の協力および虐殺被害者の家族との連絡により、広範な調査の後に、さまざまな長さと内容の個人史をまとめることも可能となった (Klimesch and Rachbauer 2013 : 518

頁)。虐殺被害者のこれらの個人史は、祈念館における博物館展示に加えられた。これらは展示されるばかりでなく、さらに共通の目的にも活用された。2007年には、このための展示の特別区画が開設された。それは、ハルトハイム城において虐殺された人々の人生の物語専用にした。2013年以来、個人史と虐殺被害者の個人史関連資料は専用のウェブサイトにおいて閲覧可能となった。このウェブサイトは継続的に複数の言語へ翻訳・拡充されている。

さらに、祈念館の旧虐殺室と歴史的記録区域の中間部分を構成する展示ケースに、いくつかの出土遺物を展示した。この展示室のガラス板にある虐殺被害者の写真を補完するために、それらを思い出させる一切の記憶の手掛かりや痕跡をなくすという加害者の目論見に反して、出土遺物がハルトハイム城における虐殺被害者に関する「揺るぎない」証拠として展示されている。

物質的および非物質的なほとんどの証拠が永久に消滅してしまったことを考慮すれば、「現在、ハルトハイム城における残虐な出来事の一次的な証拠はもはや失われており、問題を含み解釈を必要とするわずかな考古学的資料を伴うのみ」(Marckhott and Reese 2013 : 144頁)であるので、出土遺物は非常に重要な意義を有する。

現地に展示されるのに加えて、出土遺物はドレスデン (Dresden) にあるドイツ衛生博物館、およびテキサス州ヒューストン (Houston) のホロコースト博物館やワシントン (Washington) にあるアメリカ合衆国ホロコースト記念博物館のような国際的で著名な博物館にも、短期貸し出し展示が頻繁に行われている。

教育活動における考古遺物の活用

1995年に設立されたハルトハイム城協会には、ハルトハイム城を純粹に祈念と展示の場にするという到達目標があった。ほぼ当初から、この目的の中には、遺跡の教育・案内施設を設立するという意図が含まれていた。この遺跡の3つの基本的な目的は、記憶・記録および教育であるとみなされた。2003年に学

習・祈念館の設立と開館当初の時点で、これらの目的の密接な相互関係と継続的な情報交換がすでに考慮されていた。設立当初から、管理部門と教育部門のみでなく、学術的調査の協力および企画を行う上オーストリア州文書館の文書記録館〔訳註：室〕(Documentation Centre of the Upper Austrian State Archives)も建物内に包括していた。このように、発掘調査の出土遺物と歴史的な出来事の要因を解明することは、祈念の過程を確立するための基礎を形作るのみでなく、「教育活動のさらなる強化と発展に不可欠」ともいえる (Leitner 2010 : 120頁)。

教育課程が考案された際に、「生命の価値に関する社会的問題への議論と提示の場として、また記憶と追悼の場として、そして国内的および国際的なナチス安楽死作戦による犠牲者たちのための祈念館 (memorial) として、ハルトハイム城を展示する目的を有する」(Leitner 2010 : 130頁) 行動・参加連携課程を提供できるように注力した。

「価値のない生命」普及課程

出土遺物を活用した教育活動への最初の導入は、2006年に実際の出土遺物とともに実現し、アクリル製直方体展示ケース (perspex cubes) に収められ、「価値のない生命」と名付けられたハルトハイム城学習・祈念館における見学の事前事後学習を意味する普及課程に統合された。おそらく虐殺被害者の持ち物であった出土遺物や、さらには被害者の生い立ちの記録や歴史的記録と引用を内部に収めたスーツケースとして、学校へ貸し出された。「これらの資料によって、被害者は一人の人間として識別され、つまりもはや単なる30,000という数字ではなく、人々の生い立ちと生命をたどることが可能になる。これらの資料は、受け身の被害者としてではなく、〈思考し行動する人々〉であることを明らかにする」(Leitner 2010 : 137-138頁)。資料を借り手に貸し出すにあたって関連する情報 (Prenn and Reese 2006 参照) には、出土遺物に関する定まった使用法は含まれておらず、被害者の生い立ちに関わる資料が含まれているこ

とを示唆するにとどめている。スーツケースの重量と大きさによって、借り手の想定範囲は限定された。郵送はほぼ困難であった。教員や借り手がハルトハイム城でスーツケースを受け取った。複数年にまたがる貸し出し数は限定されていた。しかしながら、スーツケースとその教育的可能性がより広範な関心に合致したため、容易に郵送可能な小形版が現在考案されている。いわゆる普及箱 (outreach box) の実践は、保存上の理由と資料の一切の損傷と紛失を如何なる理由からも防ぐために、実物資料を含めることが完全に中止されている。現在、出土遺物の画像表現 (3次元も可能となる) が開発されている。教員向けの情報も拡充され、いくつかの学習単元の履修単位 (modules) も開発された。これらの提案された教育履修単位の中には、出土遺物の具体的な活用を促すものも現在含まれる。遺物の使用方法に関する重要な課題は、個人史への接近を容易にするのみでなく、それらの「最後の物質的痕跡」である被害者の財産として出土遺物をみなすべきことである。特にこの二番目の取り組みでは、お悔やみ状・目撃証言・親族との書簡のような文書記録と被害者の持ち物の対比参照を可能にした (Eigelsberger et al. 2015)。全体として、普及課程の課題割り当ては、学習・祈念館の既存の教育的提案に基づいているが、それらはより受講者に寄り添ったものになっている。

「祈念と反省」教育課程

モノに対する問いかけを通じて歴史に迫るというポール＝サーモンズ (Paul Salmons) の発想 (2009年) に触発され、2011年に初めてハルトハイム城の現地での教育活動に計画的に出土遺物を取り入れることが検討された。サーモンズはアウシュヴィッツ (Auschwitz) で発見された子どもの靴の使用を提案の中心に据え、「ホロコーストについて語ることは、破壊の物語を語ることであり、それらには男性・女性・子どもたちの破壊のみならず、犯罪の証拠の破壊も含まれる。こうした破壊から免れた物の多くは、一見すると何気なく眺める人には平凡な日常生活用物品に見えるかもしれない。しかしこれらの残された遺物

は、過去の痕跡であり、深い意味を想起させ、なおかつ特別な力を有する。私たちが本物の遺物と対話する中で、本当の過去との出会いの場を創出できるかもしれない。この活動は、「普通のモノ」である一つの小さな靴を通してホロコーストの歴史に迫る。児童たちがこの〔訳註：靴の〕持ち主の物語を紐解く際、この靴は過去における意味を探るのに役立つことが期待される」(Salmons 2009)。

毎年10月1日に開催されるハルトハイム城祈念日の生徒向け企画の一環で、初めて「出土遺物に語らせる」試みが行われた。その時14歳の生徒たちは、出土遺物を前にして、「ティーカップは語る…」という単純な課題が与えられた。以下は、参加した生徒が書いた文章の一部である。

「私は本当にとっても平凡なカップです。そして私はプレゼントでした。ジュリア (Julia) のための。彼女の母親が私をジュリアの15歳の誕生日に彼女に与えました。ティーカップなのでたくさんのことを聞きました。ある日、ジュリアのお母さんがジュリアのお父さんとジュリアの将来について話していました。私はジュリアの病気について聞いたので、とても驚きました。そして彼女の両親の怖れにも衝撃を受けました。六箇月後、荷物運搬車 (van) がジュリアと私を迎えに来ました。」

「私は私を使って毎日飲み物を飲んでいた小さな男の子を覚えています。彼は私のことが大好きで、私も彼のことが大好きでした。彼はいつも7時ちょうどに私を手にとって、私を使ってコーヒーを飲んでいました。」

「一時間の運転の後、私たちはハルトハイム城に到着しました。私たちに何が起ころうとしているのでしょうか。私の持ち主は扉を通して中に入り、荷物を置いて服を脱がされました。私は取り残されました。もう誰も私を必要としませんでした。もう誰も周囲で笑ったりふざけたりすることもなく、私に飲み物を注ぐこともなくなりました。私はとても悲しくなりました。」

「私は、テーブルの上で、他の人の持ち物であった小物の隣に、寂しく取り残されました。しばらくすると、誰かが私たちを回収しにきました。彼は私たちを穴に投げ入れました。」

「突如押し動かされ、見慣れない男が鞆の中身を穴の中に投げ入れました。さらに、彼はそこに土を被せました。私は長い間暗闇の中にいました。9年前、私は発掘され博物館の中に展示されました。今では、私は私の持ち主に何が起こったのかについて学びました。彼女は他の1000人と同様に、ハルトハイム城で虐殺されました。」

「私はハルトハイム城に展示されて嬉しいです。ここは私の話を聞きたいと思うすべての人に、私の物語を話す機会を与えてくれました。」

(Hartkirchen 2011)。

2012年に、生徒向け教育課程の結果に勇気づけられ、「祈念と反省」教育課程改訂の一環として、出土遺物に関連する課題がまとめられた。この教育課程は、ハルトハイム城が提供するすべての教育課程の中で最長の4時間を要し、特にハルトハイム城におけるナチスの安楽死計画を例に用いて、ナチズムに特化した分析を可能にしている。遺跡の解説や全体説明とは別に、被害者・加害者・証拠・抵抗者・祈念などのような特定の観点を対象とする小グループに分けた。特定の追加資料が、生徒（すくなくとも15歳以上）のハルトハイム城虐殺施設の歴史研究に提供された。実地見学（walk-about）は、祈念場所と「歴史的遺跡」の場であると認識することに集中した。この教育課程の一部としての出土遺物を用いた課題は、「遺物を選び、遺物の観点（所有者・由来・ハルトハイム城・発掘調査・展示など）から物語を語ること」である。この教育課題では、生徒たちは展示ケース内の遺物か祈念館内で観察できる土壌断面内の遺物か、どちらか取り上げたいものを選ぶことができる。より近くから観察できるアクリル製球形の展示ケースに収められたその他の遺物もある。

長年にわたりこの試みは、過去との多くの創造的で感動的な遭遇をもたらした。以下は人形の視点から書かれたものである。

「1940年の夏。アンナは私に長旅に出かけることを告げました。私たちの目的地ハルトハイム城は、美しい病院で、きっと彼女を助けてくれるに違いありません。アンナは彼女の手で私を抱きしめるように、かなり興奮していました。私たちが到着する時には、彼女は私を押し潰しかけていました。それからいろんなことがとても早く起きました。彼女は他の多くの人たちと一緒にある部屋へ連れて行かれました。アンナは服を脱がされました。彼女は上着のポケットの中に私を置き去りにしました。それが私が彼女をみた最後でした。[…]

(Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 2015)。もう一つの文章は、日用品の視点から書かれている。

「その櫛は小さなお土産屋でかわいらしいお嬢さんによって購入されました。彼女はその美しい櫛をどこにでも持ち歩きました。ある日、彼女は休養のためにゾンネンシュタイン (Sonnenstein) [訳註：ビルナ=ゾンネンシュタイン安楽死施設 (Tötungsanstalt Pirna-Sonnenstein)] へ行くといい、櫛も「許可」を得て一緒に行くことになりました。お嬢さんは上着のポケットの中に櫛を入れ、いつでも彼女の暗めの巻毛が癖毛になるのを直せるように準備していました (…)」(Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 2015)。

2013年追悼祈念日企画

16歳の生徒たちが学習・祈念館における追悼祈念日のための寄付を募る2日間の企画に参加した際、展示されている出土遺物との予想外の印象的な相互作用が起きた。これらの [訳註：企画の] 課題の一つは、城内のどの場所がそれぞれにとって最も重要な場所であるかを考えることだった。その後、選んだ場所へお互いを連れて行き写真撮影を行い、感想を交しあった。合同集会では、

出土遺物がとても中心的な役割を果たしたことに気づいた。生徒たちが作成した追悼祈念日の映画の中で、写真について話す一節の中に次のような言葉があった。「ここ（城の一階にあったかつての受付登録室を指す）にはすべてが集められました。ガラス板は膨大な数の被害者を写し出していて、被害者の個人所有物を含む土の塊〔訳註：土壌の半裁切り取り標本〕は、被害者が死の直前まで完全に普通の生活を送っていたことを示しています〔…〕。これらの物品のいずれも、かつてそれを愛用していた人間が所有していましたが、その後そのことをまったく気にもとめない他者がやってきて、これらの大切な品々を地中に無造作に埋めてしまいました。この敬意の欠落は恐ろしいことです。

〔…〕この展示ケース（一階にある出土遺物の展示ケースを指す）の内側に見られるものは、それぞれ個性があり、好き嫌いがあり、私たちと何も変わらない人々がここハルトハイム城で虐殺されたことを示しています」（Wilhering 2013）。写真6



写真6

虐殺施設に連行され、ハルトハイム城で殺害された人々がおそらく持ち込んだか、あるいは与えられた物品の代表例。（Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim 所蔵）。

職業課程「職業像と人間像」(BerufsbildMenschenbild)

ハルトハイム城学習・祈念館の職員が考案した教育課程に加えて、健康・社会福祉および看護の学校向けの履修単位に分割された課程が2010年以来用意された。「職業像と人間像」は健康管理科学者のミヒャエル＝ボッスレ (Michael Bossle) と共同で学習・祈念館により開発された学習指導課程である。履修単位は城館への案内付見学訪問とその後に同伴する教育者によって実施される。履修単位は5つであり、恥・親密と疎遠・権力/無力・言語・責任である。いずれも、個人的と同様に専門的な態度の反映、倫理的思考と行動、歴史的知識の強化を目的とする90分間の学習単位である。「系統的かつ教科書的に、学習過程は自己管理方式の調査と関連学習に結び付けられている。祈念館と「生命の価値」展示を通じた歴史のおよび専門的に準備されたツアーは、十分に根拠のある適確な基礎を育む。社会的参照 (social references) には、交換学習 (tandem learning exercises) と集団学習の方法が包括される」(Bossle 2015: 19頁)。

親密と疎遠の履修単位においては、本物の遺物は〔訳註：以下のような〕思索的で刺激的な契機を与える。「親密と疎遠に関する特定条件の経験と探究や、日頃の専門的な実践にそれらを応用することを助ける。親密と疎遠に関するその人の態度も、さまざまな方法で議論と参照ができる […]。この履修単位は、親密と疎遠が、人間関係・時間・興味・社会的および個人的能力・特定の体験に左右されるという事実を生徒を敏感にさせることを意図し、それは人々の固有の体験であり […]。しかし、医学の専門分化による発展がある問題との親密性を生み出す危険があるという事実、つまり全体としての人間そのものを見失う危険性を内包する […]。遺物は、看護の専門性と関連付けられるようなすべて日常活動と日常生活の物品であり、看護師がそれらを確実に結びつけられるような物が選ばれた」(Bossle and Zauner-Leitner 2010)。アクリル製直方体の展示ケース内にある出土遺物 (女性用ペンダント・スプーン・薬瓶・櫛・コップ・ヘアピン) の観察は、拡大鏡の使用により可能とした。最後に、以下の課題が議論された。私が持っているものはどうやって使うのですか。私はど

ここまで近づいてもいいのですか。距離を保つ理由はどうしてですか。どんなことが思い浮かびますか。看護する患者の個人的な持ち物をどうやって扱いますか。拡大鏡を通して、あなたの見方はどう変化しましたか（全体像を見失いましたか）。その道具の持ち主についてどう思いますか。履修単位の後続の実習では、この最初の実習で得られた経験に関連するが、もう遺物は使用されない。

まとめと今後の課題

長期にわたる困難な過程を経て、ハルトハイム城に学習・祈念館が設立されたと同時に、[訳註：城の]建物はや居住目的で利用されないことも確定した。当初は、建築構造的痕跡や虐殺施設遺構の保護は、優先度合いが低かった。1944・45年以降のすべての修築や様々な使用により、痕跡がまったく残っていないと予見されていたからである。[訳註：ナチス時代の]痕跡の保護・検証・解釈は1990年代末から着手されたが、これらのいくつかは非専門的で不徹底なものであった。2016年に開始された最新の調査では、この状況を改善し、現在ではさらに最新の手法を導入したものになっている。さらには、T4作戦の他の祈念館における到達成果や経験からの恩恵も得ることが可能になった。

2001・2002年の城館建物（*Schloss*）近接地における人骨や数千点の遺物の予期しない発見は、時間の経過で文書記録や証言供述書からの再現に依拠するよりほかに手段がなかった犯罪の物証に、新資料を加えることになった。出土遺物（その大部分は虐殺被害者のかつての個人所有物）と虐殺設備の遺構は、最重要の科学的調査対象である。これらの資料は、建物内部の建築構造的痕跡とともに、虐殺・焼却設備の設計や「虐殺工程」（*killig line*）の機能的過程に関する情報を示す。

虐殺被害者の名前に直接結びつけられる個人所有物はほとんど見つからないが、それらは被害者の出身や被害者が元々属していた障害者施設や診療所に関する経歴といった情報を提示できる。「最後の所有物」として、それらは患者と入所者の日常生活もある程度照らし出す。しかしながら、遺物の体系的

な回収と評価はまだ開始されたばかりで、今後さらに数年におよぶことが予想される。出土遺物と他の祈念館所蔵資料との比較は、他の付随する問題領域を明らかにし新たな発見にも寄与することは明白である。疑問の余地なく、虐殺被害者の個人所有物は、調査対象としての単なる出土遺物の性格以上に〔訳註：被害者の〕「最後の痕跡」という性格を備えており、殺害現場そのものにおけるこれらの虐殺被害者に関する記憶の集合体の一部を構成する。それらは殺害者によるすべての犯罪痕跡と、さらに最終的には虐殺被害者自体のすべての痕跡を隠蔽する目論見に対して、真正面から対抗するものとなる。

出土遺物（特に個人所有物）発見の比較的直後から、それらは学習・祈念館の教育活動に活用されてきた。資料の不足のため、祈念館における適切な教育課程の発展は体系的で継続的な過程をたどることができなかった。本論の最終節でこれまで言及した以上に、教育活動における出土遺物の活用は重要な潜在的価値を確実に備えている。他の祈念館においても出土遺物の活用作業が増加し始めており、相互連携と国際的経験交換とその可能性には多くの成果が期待できる。建築構造的痕跡や遺構も、ハルトハイム城における教育課程でさらに広範囲に包括すべきである。特に強制収容所の祈念館のような他の祈念館もこうした側面の経験を有している。

文書記録や他の資料の利用とは異なり、出土遺物の場合は非常に特殊で多様な課題が生じる。その一方で、出土遺物の物質的な保存維持も確保される必要がある。損傷はほとんど修復困難で、そして他に類を見ない出土遺物の性格のため、それらの紛失は取り返しがつかないことになる。また同時に、虐殺被害者に由来すると推測される出土遺物は、元の所有者へ敬意を込めて、尊厳と配慮とともに適切な取り扱いに注意が必要である。出土遺物の活用が増すとともに、特に若い世代への教育活動の場における、これら資料がもたらす多様な意味での「過去の証言」につながる入口としての重要性和意義深さについて、多くの見学者が深く理解する。それらは、今後も学習・祈念館における解説向上の重要課題の一つであり続ける。

引用参考文献

- Bauerkämper, A. (2012). *Das umstrittene Gedächtnis. Die Erinnerung an Nationalsozialismus, Faschismus und Krieg in Europa seit 1945*, Ferdinand Schöningh, Paderborn.
- Bernbeck, R. (2015). “Framed ambiguity”. Zum historiographischen Status der Dinge aus Grabungen in Konzentrationslagern und NS-Zwangsarbeitslagern. *Historische Anthropologie* 3 : 413–430.
- Bossle, M. (2015). Aus der Geschichte lernen, um Pflege zu verstehen. *Pflege Professionell – Das Fachmagazin* 01 : 17–20.
- Bossle, M., and Zauner-Leitner, I. (2010). BerufsbildMenschenbild. (Pädagogisches Begleitmaterial zu BerufsbildMenschenbild), unpubl.
- Eigelsberger, P., Hagmayr, M., Loistl, S., Müller, C., Prenn, D., Schwanninger, F., and Zauner-Leitner, I. (2015). LehrerInneninformation, unpubl.
- Euler-Rolle, B. (2003). Bau- und Kunstgeschichte von Schloss Hartheim. In Institut für Gesellschafts- und Sozialpolitik an der Johannes Kepler Universität Linz. In Oö. Landeskulturdirektion, and Oö. Landesarchiv (eds.), *Baugeschichte des Schlosses Hartheim. Begleitpublikation zur Ausstellung des Landes Oö. in Schloss Hartheim 2003*, Oö. Landeskulturdirektion, Linz, pp. 23–39.
- Friedl, H. (2003). Ort des Geschehens – Ort der Erinnerung. In Institut für Gesellschafts- und Sozialpolitik an der Johannes Kepler Universität Linz. In Oö. Landeskulturdirektion, and Oö. Landesarchiv (eds.), “*Wert des Lebens*”. *Begleitpublikation zur Ausstellung des Landes Oö. in Schloss Hartheim 2003*, Oö. Landeskulturdirektion, Linz, pp. 155–160.
- Hartkirchen. (2011). Beitrag der SchülerInnen der Hauptschule Hartkirchen bei der Gedenkfeier in Schloss Hartheim am 01.10.2011, unpubl.
- Kammerhofer, A. (2013). Die “Hartheimer Statistik”. “Bis zum 1. September 1941 wurden desinfiziert: Personen: 70.273...”. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 117–130.
- Kepplinger, B. (2013a). Die Tötungsanstalt Hartheim 1940-1945. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 63–116.
- Kepplinger, B. (2013b). NS-Euthanasie in Österreich: Die “Aktion T4” – Struktur und Ablauf. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 35–62.
- Kepplinger, B., and Leitner, I. (eds.) (2012). *Dameron Report. Bericht des War Crimes Investigating Teams No. 6824 der U.S. Army vom 17.7.1945 über die Tötungsanstalt Hartheim*, Studienverlag, Innsbruck.
- Klee, E. (2003). *Das Personenlexikon zum Dritten Reich. Wer war was vor und nach 1945*, Fischer-Taschenbuch-Verlag, Frankfurt/M.
- Kleiss, A. (2015). *Die jüdischen Opfer der “Aktion T4” (1940-41) in Österreich*, unpubl. M.A. thesis, Universität Salzburg.

- Klimesch, W., and Rachbauer, M. (2013). Veritatem dies aperit. Vernichtet-Vergraben-Vergessen. Archäologische Spurensuche in Schloss Hartheim. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 499–521.
- Leitner, I. (2010). Schloss Hartheim – ein Lern- und Gedenkort. In Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (ed.), *Jahrbuch 2010*, Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes, Wien, pp. 118–142.
- Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim. (ed.) (2015). Schülerarbeiten, die im Vermittlungsprogramm Gedenken entstanden, unpubl.
- Marckhgott, G., and Reese, H. (2013). Spuren des Geschehens: Bauarchäologische Dokumentation für die Jahre 1940-1945. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 475–498.
- Morsch, G. (2016). Die Bedeutung der Archäologie für die historische Forschung, für Ausstellungen, pädagogische Vermittlung und Neugestaltung in den NS-Gedenkstätten. In Kersting, T., Theune, C., Drieschner, A., Ley, A., and Lutz, T. (eds.), *Archäologie und Gedächtnis. NS-Lagerstandorte erforschen – bewahren – vermitteln*, Michael Imhof Verlag, Petersberg, pp. 17–29.
- Perz, B., and Uhl, H. (2004). Gedächtnis-Orte im “Kampf um die Erinnerung”. Gedenkstätten für die Gefallenen des Zweiten Weltkrieges und für die Opfer der nationalsozialistischen Gewaltherrschaft. In Brix, E., Bruckmüller, E., and Stekl, H. (eds.), *Memoria Austriae I. Menschen, Mythen, Zeiten*, Verlag für Geschichte und Politik et al., Vienna, pp. 545–579.
- Prenn, D., and Reese, H. (2006). LEBENSUNWERTES LEBEN? mobiles Informationsmedium für SchülerInnen der 6. - 10. Schulstufe. Informationen für LehrerInnen und ProfessorInnen, unpubl.
- Rachbauer, M. (2012). Ergebnisse der bauarchäologischen Untersuchungen und die Archivierung der bei Grabungsarbeiten aufgefundenen Objekte in Hartheim. In Arbeitskreis zur Erforschung der nationalsozialistischen “Euthanasie” und Zwangssterilisation (ed.), *NS-Euthanasie in der “Ostmark”*, Klemm+Oehlschläger, Ulm, pp. 125–139.
- Reese, H., and Kepplinger, B. (2013). Das Gedenken in Hartheim. In Kepplinger, B., Marckhgott, G., and Reese, H. (eds.), *Tötungsanstalt Hartheim*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 523–548.
- Salmons, P. (2009). *Lesson Plan: “Ordinary Things? Discovering the Holocaust through Historical Artefacts”*. http://www.un.org/en/holocaustremembrance/EM/educational_footprints.shtml, accessed December 11, 2016.
- Schwanninger, F. (2011). Hartheim 1940-1944. In Morsch, G., and Perz, B. (eds.), *Neue Studien zu nationalsozialistischen Massentötungen durch Giftgas. Historische Bedeutung, technische Entwicklung, revisionistische Leugnung*, Metropolis Verlag, Berlin, pp. 118–130.
- Schwanninger, F. (2012a). Schloss Hartheim und die “Sonderbehandlung 14f13”. In Arbeitskreis zur Erforschung der nationalsozialistischen “Euthanasie” und Zwangssterilisation (ed.), *NS-Euthanasie in der “Ostmark”*, Klemm+Oehlschläger, Ulm, pp. 61–88.

- Schwanninger, F. (2012b). Fragmente einer Tasse. In Museumsbund Österreich and ICOM Österreich (eds.), *insMuseum. com. 131 Objekte – 131 Museen*, Museumsbund Österreich, Traun, pp. 86–87.
- Schwanninger, F. (2013). Erinnern und Gedenken in Oberösterreich. Eine historische Skizze der Erinnerungskultur für die Opfer des Nationalsozialismus. In Oö. Landesarchiv (ed.), *Mitteilungen des Oberösterreichischen Landesarchivs, 23. Band*, Oö. Landesarchiv, Linz, pp. 171–260.
- Schwanninger, F. (2015). Unerwartete Spuren. Die archäologischen Funde in Schloss Hartheim. *Sonius. Archäologische Botschaften aus Österreich 17* : 6–8.
- Schwanninger, F. (2016). Die Rekonstruktion der Namen der Toten der “Aktion 14f13” in der Tötungsanstalt Hartheim – Beispiel einer institutionellen Kooperation. In Verein für Gedenken und Geschichtsforschung in österreichischen KZ-Gedenkstätten (ed.), *Gedenkbuch für die Toten des KZ Mauthausen. Kommentar und Biografien*, New Academic Press, Wien, pp. 40–48.
- Theune, C. (2014). Archäologie an Tatorten des 20. Jahrhunderts. *Archäologie in Deutschland* Sonderheft 06/2014 Jg. 02/2014.
- Theune, C. (2016). Zeitgeschichtliche Archäologie in ehemaligen Konzentrationslagern – Erinnerungsort, Denkmalpflege, Forschung. In Kersting, T., Theune, C., Drieschner, A., Ley, A., and Lutz, T. (eds.), *Archäologie und Gedächtnis. NS-Lagerstandorte erforschen – bewahren – vermitteln*, Michael Imhof Verlag, Petersberg, pp. 7–16.
- Wilhering. (2013). Beitrag der SchülerInnen des Stiftsgymnasiums Wilhering bei der Gedenkfeier in Schloss Hartheim am 01.10.2013, unpubl.
- Zehethofer, F. (1975). Die Abläufe im Schloss Hartheim 1938-1945. Hausarbeit am Institut für Neuere Geschichte und Zeitgeschichte an der Johannes Kepler Universität, unpubl.
- Zehethofer, F. (1978). Das Euthanasieproblem im Dritten Reich am Beispiel Schloss Hartheim (1938-1945). *Oberösterreichische Heimatblätter* Heft 1/2, 32. Jg. : 46–62.
- Zehethofer, F. (2001). Chronik des Oberösterreichischen Landeswohltätigkeitsvereins, 1. Teil 1892-1945, unpubl.
- Zeugenaussage von Hermann Merta. (1945). In Oberösterreichisches Landesarchiv (OÖLA), LG Linz, Sondergerichte, Politische Gerichtsakten 1946, Sch. 1014: Vg 8 Vr 2407/46.

解 説

伊藤 慎二

本論文は、『International Journal of Historical Archaeology』誌第22巻第3号（通巻第22号，2018年：Springer・New York）の614～638頁に掲載された Simone Loistl（Lern- und Gedenkort Schloss Hartheim, Alkoven, Austria）と Florian Schwanninger（同）による「Vestiges and Witnesses: Archaeological Finds from the Nazi Euthanasia Institution of Hartheim as Objects of Research and Education」の全訳である。訳出は，山本恵梨（西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程1年）・相江なぎさ（同）・田中康裕（同）が中心となり，伊藤慎二（西南学院大学国際文化学部教授）が全体を監修した。今回の日本語訳公表に快諾いただいた著者の Florian Schwanninger 氏と Simone Loistl 氏に感謝致します。

ナチス政権による T4（Tiergartenstraße 4）作戦＝Aktion T4（障害者「安楽死」作戦）と「優生思想」については，特に神奈川県相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で2016年7月26日に起きた障害者大量殺傷事件をきっかけに従来以上に関心が深まり，日本国内でも多くの既説書などが出版されている（小俣 1995，エヴァンス 2017，ギャラフアー 2017，藤井 2018，森下・佐野編 2020，中野・木畑・梅原・紀 2021など）。

ナチス時代の絶滅・強制収容所などの遺構・遺物を対象とする考古学的調査研究は，21世紀になり体系化しつつある（Sturdy Colls 2015，Theune 2018，Freund 2019，Haubold-Stolle et al. eds. 2020 など）。日本国内でもそうした研究状況の一端が紹介されている（武井 2017，鬼東・山本・伊藤訳 2020）。ナチスのホロコーストを特徴づけるのは，絶滅収容所におけるガス室を中心とした一連の虐殺工程である。そして，その重要な先行例は，T4 作戦の「安楽死」施設における障害者虐殺用のガス室であった。ナチス占領下ポーランドにおけるソビボル絶滅収容所＝Vernichtungslager Sobibor（1942-1943年）のガス室の構造と人員は，オーストリアのハルトハイム城「安楽死」施設（Tötungsanstalt Hartheim im Schloss Hartheim）と直接つながりがあったことを収容所の加害者自身が証言している（小俣訳 2005：117頁，鬼東・山本・伊藤訳 2020：432-433頁）。近年のソビボル収容所遺跡における発掘調査でも同規模の4室が連なるガス室のレンガ積み基礎遺構が実際に検出され（Schute 2017，Theune 2018），ハルトハイム城の現存ガス室関連遺構に規模や配置構成が類似する（図1・2）。

T4 作戦関連戦争遺跡の考古学的調査研究例としては，現在までのところハルトハイム城の事例がもっとも代表的である。本論文が詳しく紹介するように，学術的・社会的に多くの重要な意義を有する発掘調査成果が得られ，ハルトハイム城学習・祈念館における現在の博物館教育活動の中心的な素材として活用されている。このハルトハイム城 T4 作戦「安楽死」施設の考古学的調査研究と教育活用の特徴は，自国の戦争加害や人権侵害に関する歴史，さらには「歴史修正主義」問題に正面から向き合うことにある。これらの側面で極端に大きな欠落がある日本国内における戦争遺跡調査研究と教育活用の今後にとって，多くの学ぶべき点がある参考事例といえる。



図1 ソビボル収容所遺跡発掘調査で検出されたガス室レンガ積み基礎遺構
(写真右半分側。左上奥は戦後の祈念碑)
出典：https://www.sobibor-memorial.eu/en/news/conservation_of_the_gas_chamber_ruins_in_sobibor/653

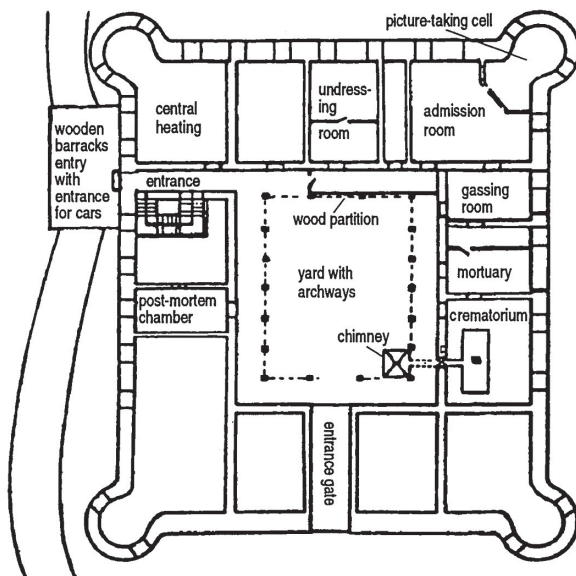


図2 ハルトハイム城「安乐死」施設一階平面図（右上 → 右下：受付登録室・ガス室・遺体安置室・遺体焼却室）
出典：「The Process of Genocide」https://pages.uoregon.edu/dluebke/Holocaust444-544/444_ProcessGenocide.htm

以下に、本論に関連する事例や課題を補足説明する。

(1) ハルトハイム城における考古学的調査

ナチス政権期の T4 作戦「安楽死」施設関連の人為的に粉碎された人骨遺灰を包含する土壌は、2001年10月の暖房設備用配管工事の際に、城館建物東側敷地から偶然発見された。そこで、2001年10月と2002年2月・5月の3次にわたって発掘調査が実施された。発掘調査成果の概要は、『上オーストリア州博物館協会年報』147 (a) 巻に、「時が真実を明らかにする！ 破壊・埋蔵・忘却：ハルトハイム城における考古学的痕跡」(Klimesch 2002)と題して、調査担当者のヴォルフガング＝クリメッシュ (Wolfgang Klimesch) が報告している。それによると、城館建物東側庭園全域を対象とする発掘調査 (図3) の結果、包含物為人骨遺灰主体例9基 (Grube A-1) と虐殺被害者関連遺品主体例2基 (Grube 1, 2) の2種類に分けられる土壌が合計11基検出された (図4)。また、それらの土壌上層を含む調査区域内広範囲にわたって遺灰層が堆積し、なかでも島状に点在する7箇所の遺灰集中域 (Fläche 1-7) が確認されている (図4)。遺灰集中域には、炭化物のほかにロザリオや陶製聖人像片なども含まれていた (図7)。特に土壌1 (図5・6) は、その直上を遺灰層が覆っていることから、土壌掘削と遺物投入時期が、遺体焼却施設稼働中の段階の可能性が高いことを層位的に裏付ける重要な基準遺構となった。そして、この半裁された土壌1は、土柱状に全体を切り取り保存し、ハルトハイム城学習・祈念館の展示室内に移設され、教育普及活動において現在重要な役割を担っている。なお、調査過程で出土した多量の人骨遺灰 (図8) は、出土地点に設置された墓碑の下に再埋葬し尊厳を回復した。

(2) 日本国内における障害者差別に関する考古学的調査研究

日本国内では、中世～現代までの特にハンセン病患者への差別に関わる遺跡・遺構が、障害者差別に関する考古学的調査研究対象として代表的である。日本考古学協会第85回2019年研究発表会においても、「セッション6 『隔離・漂泊・排除』の記憶を掘る—近現代のハンセン病患者への考古学的接近—」と題した分科会が開催され、5つの研究発表が行われている (上田・大山 2019, 大川ほか 2019, 渋谷ほか 2019, 時枝 2019, 北條 2019)。

感染力は非常に弱いにもかかわらず、重症化後の身体変形への恐怖感と科学的知識の欠如などから、現在では完治するハンセン病とその患者に対する極端な偏見と差別が歴史的に根深く日本社会に形成されてきた。

考古学の観点から、最初にハンセン病関連差別事例の指摘が体系的に行われたのは、中世～近世にかけての東日本における鍋被り葬例に関する桜井準也の一連の研究である (桜井 2004など)。北海道南部から関東・中部地方の主として東日本の太平洋側農村部地域において、15～18世紀の墓壇内遺体頭部に鉄鍋や播鉢などを被せた特殊な埋葬例が知られる。通常墓壇内検出例と山野部での単独検出例がある。出土人骨の約半数に見られる病変箇所や民俗伝承から、主としてハンセン病や梅毒の罹患者に対する葬法と解釈されている。なお、民俗学の観点からは、盆期間中の死者に与える防具の意味合いの鍋被り葬採用例も確認でき、またハンセン病患者などに対しては生まれ変わりを阻止することを目的に鍋被り葬を行ったことが指摘されている (今野 2014)。

SCHLOSS HARTHEIM
 KG. NR. 45012 - HARTHEIM
 LAGE DER FUNDSTELLEN

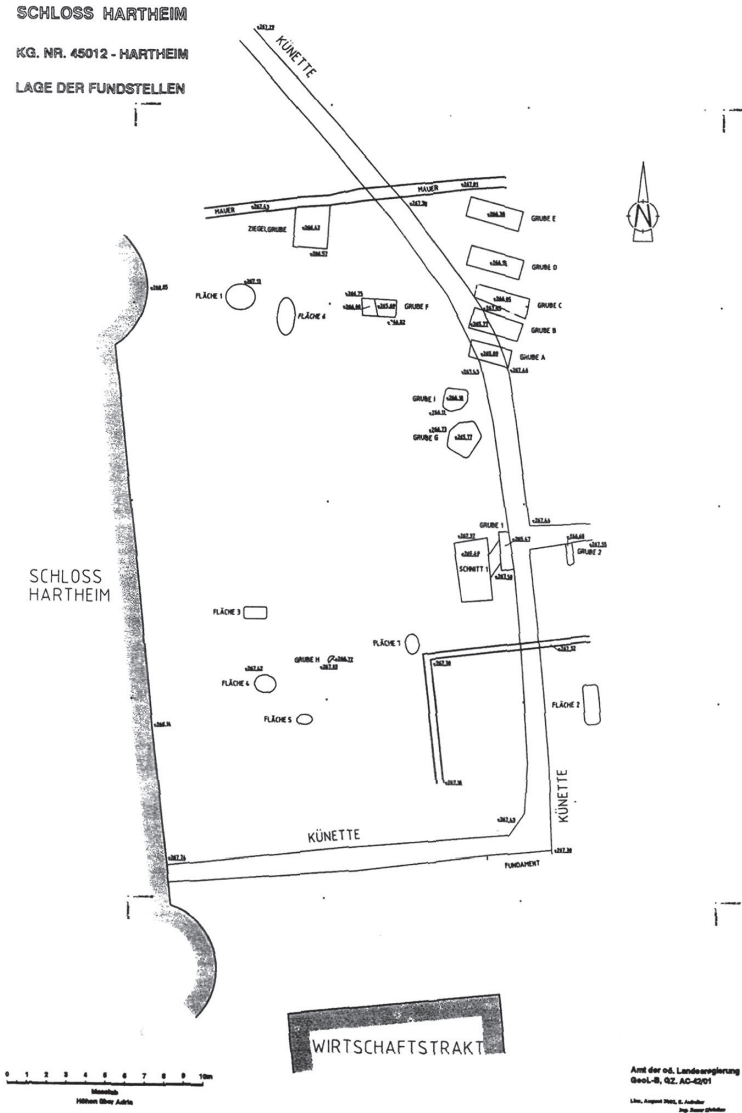


図4 遺構平面配置図 出典：(Klimesch 2002 : 413頁 Abb. 2)



図5 土壙1の断面 (H. Reese 撮影) 出典：(Klimesch 2002：414頁 Abb. 5)

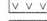
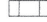


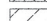
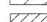


SCHLOSS HARTHEIM

KG Hartheim: Parzelle 450

Schnitt 1

Ostprofil

Legende:

-  Rezente Oberkante
-  Humose Planierung, durchmischt mit Bauschutt
-  Alter Humus, durchmischt mit lehmiger Erde
-  Schüttmaterial aus dem Grubenaushub: Sand, Humus, Bauschutt
-  Geologic: Schwemmsand
-  Geologic: hellgrauer Lehm
-  Krematoriumsschlacke mit unverbrannter Kohle und kleinen Knochenplättlern
-  Grubenverfüllung: Persönliche Gegenstände der Opfer

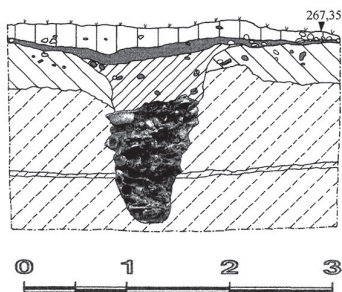


図6 土壙1 東側断面土層図 (土壙直上の網掛け部分が遺灰層)
出典：(Klimesch 2002：419頁 Abb. 8)

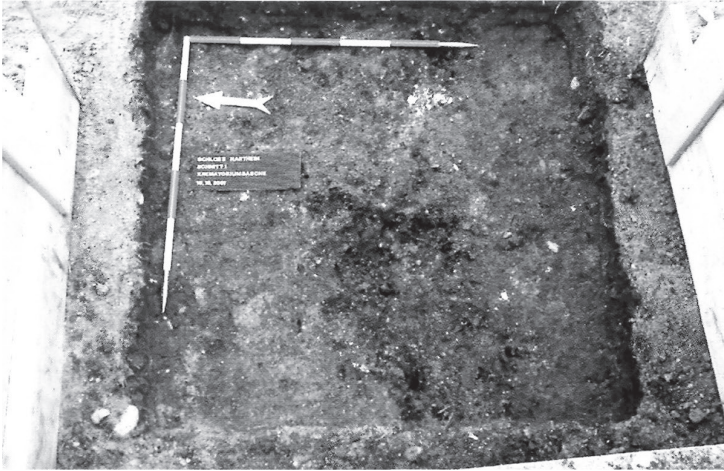


図7 遺灰(写真左側)と炭化物(写真中央付近)の出土状況(W. Klimesch 撮影)
出典:(Klimesch 2002: 418頁 Abb. 6)



図8 取り上げ回収箱に仮収納した出土人骨片と融着物類(H. Reese 撮影)
出典:(Klimesch 2002: 424頁 Abb. 14)

偏見と差別から生家や故郷を追われ、定住場所をもてずに漂泊生活を強いられたハンセン病患者は、しばしば川漁や箕作りといった竹細工製作などを生業とする漂泊移動生活の人々と行動を共にしたことが知られている。それらの「サンカ（山窩）・「ポン）・「ヒニン」などと呼ばれた人々の居住野営地跡（セプリ）に関する民族（民俗）考古学的調査研究も、大分県竹田市や愛知県犬山市で行われている（鳥飼 2000, 飯尾 2005）。岡山県高梁市権現谷岩陰遺跡では、ハンセン病患者を含む漂泊生活者の「泥ゴタツ」跡などの炉址・土墳墓・犬の埋葬など、昭和初期（1920年代頃）までに形成された近現代の遺構・遺物が、縄文時代遺跡の調査過程で偶然検出された（近藤・宇垣編 1983, 北條 2019）。また、鹿児島県南九州市知覧町では、陸軍知覧飛行場建設に伴い1940（昭和15）年に移転を余儀なくされたハンセン病患者の半隔離的住居跡が発掘調査されている（上田・大山編 2016, 上田・大山 2019）。1931（昭和6）年には「癩予防法」に基づく国による強制隔離終身収容政策が開始されているため、それ以前のハンセン病患者の生活状況をうかがい知ることのできる貴重な考古学的調査例といえる。

強制隔離終身収容政策導入後の例では、群馬県吾妻郡草津町の国立療養所栗生楽園内の重監房跡や門衛所跡の発掘調査が代表的である（黒尾編 2016, 黒尾・北原編 2019）。重監房（「特別病室」）は、強制収容されたハンセン病患者の逃亡や反抗に対する「懲罰」用の監禁施設として1938（昭和13）～1947（昭和22）年まで使用され、不十分な栄養状態と劣悪な環境により、収監者93名中23名が死亡したとされる。ハンセン病患者に対する国による人権蹂躞政策の象徴的遺跡である。発掘調査の結果、良好な状態の建築基礎遺構に加えて、各監房の南京錠や食器・食糧残滓類などが出土した。また、東京都東村山市国立療養所多摩全生園では、同園内の全生病院「患者地区」を隔離するために構築された堀・土塁の考古学的調査も検討されている（黒尾編 2010）。

なお、T4 作戦関連戦争遺跡の考古学的調査と同様の観点から対比できる可能性のある日本国内の事例も存在する。精神疾患を専門とする東京都世田谷区松沢病院では、アジア太平洋戦争末期の1944（昭和19）～1945（昭和20）年に栄養失調により多数の患者が死亡し、当時の南病棟地区北側の講堂裏にあった杉山に数百体の遺体を集団埋葬し、戦後改葬を行っている（塚崎編 1983：67-77頁）。同様の事件が、大阪府豊中市にあった大阪脳神経病院でも戦後すぐに起きている（岡田 2019）。食糧事情の厳しい戦争末期であっても、一般社会ではこのような栄養失調による短期集中的な多数死亡例は存在しない。障害者に対する社会的な差別に由来する多数死亡事例として、考古学を含む多角的な再検証を行う価値があるといえる。これにやや似た事例として、実態が隠蔽されがちであった日本軍の戦争神経症兵士とその軍管轄病院・療養所関連の戦争遺跡についても、考古学的な検証が課題である（伊藤 2022）。

このように、ハルトハイム城におけるナチスのT4作戦に伴う安楽死施設の考古学的調査研究とその展示教育活用は、日本国内の戦争遺跡や障害者差別に関する遺跡の今後の調査研究と展示教育活用にとっても多くの有益な示唆に富む実践事例といえる。

引用参考文献

- 飯尾恭之 2005 『サンカ・廻遊する職能民たち：尾張サンカの研究』 実証編・考察編（サンカ学叢書第2・3巻），批評社（東京）
- 伊藤慎二 2022 「西光寺納骨塔と肥前療養所の戦争神経症兵士：佐賀県吉野ヶ里町の戦争遺跡」、『国際文化論集』第36巻第2号：133-151頁，西南学院大学学術研究所（福岡）
- 今野大輔 2014 『ハンセン病と民俗学：内在する差別論理を読み解くために』，皓星社（東京）
- 上田耕・大山勇編 2016 『知覧飛行場跡（二）』，南九州市埋蔵文化財発掘調査報告書（7），南九州市教育委員会（鹿児島）
- 上田耕・大山勇作 2019 「(2) 発掘されたハンセン病患者の住居と聞き取り調査：知覧飛行場跡の考古学調査事例から」、『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』：146-147頁，日本考古学協会（東京）
- 大川康裕・山内淳司・久保倉勇樹・村田道博 2019 「(3) 群馬県栗生楽泉園門衛所跡地の考古学的調査」、『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』：148-149頁，日本考古学協会（東京）
- 岡田靖雄編 2019 『もうひとつの戦場：戦争のなかの精神障害者／市民』，六花出版（東京）
- 小俣和一郎 1995 『ナチスもう一つの大罪：「安楽死」とドイツ精神医学』，人文書院（京都）
- 黒尾和久編 2010 『シンポジウムの記録 隔離の記憶を掘る：全生病院「患者地区」を囲んだ「堀・土塁」』，国立ハンセン病資料館ブックレット1，国立ハンセン病資料館（東京）
- 黒尾和久編 2016 『国立療養所栗生楽泉園内 重監房跡の発掘調査』，重監房資料館（群馬）
- 黒尾和久・北原誠編 2019 『国立療養所栗生楽泉園内 門衛所跡の発掘調査』，重監房資料館（群馬）
- 近藤義郎・宇垣匡雅編 1983 『権現谷岩陰遺跡』，川上町教育委員会（岡山）
- 桜井準也 2004 「近世の鍋被り人骨について」『墓と埋葬と江戸時代』：154-178頁，吉川弘文館（東京）
- 渋谷芳浩・北原誠・松岡正典 2019 「(4) 土壌分析によるらい菌由来のDNAの検出：ハンセン病患者の存在を探る」、『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』：150-151頁，日本考古学協会（東京）
- 武井彩佳 2017 「ホロコースト「現場」への考古学的アプローチ：テクノロジーが開く新たな次元」、『現代史研究』63号：17-28頁，現代史研究会（東京）
- 塚崎直樹編 1983 『声なき虐殺：戦争は精神「障害者」に何をしたのか』，BOC出版部（東京）
- 時枝 務 2019 「(5) ハンセン病の考古学と民俗学」、『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』：152-153頁，日本考古学協会（東京）
- 鳥飼孝好 2000 「1. 山窩・山の人生の一側面：昭和28年のメモから」・「2. 竹田市周辺の山窩の住生活」、『大野川流域に生きる人々：考古学・民族考古学・社会人類学的研究・文化財保護』：125-137頁，鳥飼孝好先生還暦記念事業会（大分）

- 中野智世・木畑和子・梅原秀元・紀愛子 2021 『「価値を否定された人々」：ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」』, 新評論 (東京)
- 藤井克徳 2018 『わたしで最後にして：ナチスの障害者虐殺と優生思想』, 合同出版 (東京)
- 北條芳隆 2019 「(1)〈砂の器〉との遭遇：岡山県高梁市(旧川上町)権現谷岩陰遺跡の調査から」, 『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』: 144-145頁, 日本考古学協会 (東京)
- 森下直貴・佐野誠編 2020 『新版「生きるに値しない命」とは誰のことか：ナチス安楽死思想の原典からの考察』, 中公選書 111, 中央公論新社 (東京)
- Evans, Suzanne E. (エヴァンス, スザンヌ=E.) 2004 *Forgotten Crimes: The Holocaust and People with Disabilities*, Ivan R. Dee (Chicago) [黒田学・清水貞夫監訳 2017 『障害者の安楽死計画とホロコースト：ナチスの忘れ去られた犯罪』, クリエイツかもがわ (京都)]
- Freund, Richard A. 2019 *The Archaeology of the Holocaust: Vilna, Rhodes, and Escape Tunnels*, Rowman & Littlefield (London)
- Gallagher, Hugh Gregory (ギャラファール, ヒュー=グレゴリー) 1995 *By Trust Betrayed: Patients, Physicians, and the License to Kill in the Third Reich*, Vandamere Press (Arlington) [長瀬修訳 2017 『新装版 ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』, 現代書館 (東京)]
- Gilead, Isaac., Yoram Haimi and Wojciech Mazurek 2009 *Excavating Nazi Extermination Centres, Present Pasts*, Vol. 1: pp. 10-39, Ubiquity Press (London) [鬼束芽依・山本恵梨・伊藤慎二訳 2020 「ナチス絶滅収容所の発掘調査」, 『西南学院大学国際文化論集』第34巻第2号: 411-455頁, 西南学院大学学術研究所 (福岡)]
- Haubold-Stolle, Juliane., Thomas Kersting, Claudia Theune, Christine Glauning, Andrea Riedel, Franz Schopper, Karin Wagner and Axel Drecoll eds. 2020 *Exclusion: Archaeology of the Nazi Internment Camps*, Brandenburgisches Landesamt für Denkmalpflege und Archäologisches Landesmuseum, be.bra verlag (Berlin)
- Klimesch, Wolfgang 2002 *Veritatem dies aperit! Vernichtet – Vergraben – Vergessen: Archäologische Spuren im Schloss Hartheim, Jahrbuch des Oberösterreichischen Musealvereines* Vol. 147a (2002): pp. 411-434, Oberösterreichischer Musealverein (Linz)
- Sereniy, Gitta (セレニー, ギッタ) 1983 *Into That Darkness: From Mercy Killing to Mass Murder*, Vintage Books (New York) [小俣和一郎訳 2005 『人間の暗闇：ナチ絶滅収容所長との対話』, 岩波書店 (東京)]
- Sturdy Colls, Caroline 2015 *Holocaust Archaeologies: Approaches and Future Directions*, Springer (Cham)
- Schute, Ivar 2017 *Collecting Artifacts on Holocaust Sites: A Critical review of Archaeological Research in Ybenheer, Westerbork, and Sobibor*, *International Journal of Historical Archaeology* Vol. 22: pp. 593-613, Springer (New York)
- Theune, Claudia 2018 *A Shadow of War: Archaeological Approaches to Uncovering the Darker Sides of Conflict from the 20th Century*, Sidestone Press (Leiden)